

昭和四十四年政令第二百一十一号

行政機関職員定員令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員の定員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、三七五人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一四、六六六人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
復興庁	二〇八人	
総務省	四、八二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五四、八一四人	一 うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二 うち、一一、八六〇人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、四二七人	うち、一六九人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、六〇七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一五三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、四二五人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	二〇、一五八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	七、九八四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五八、八九三人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、二二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二〇、九三五人	うち、二〇、九〇九人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇一、六八八人	

2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇七三人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	八四一人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	八、〇三一人	一 警察庁の職員の定員とする。 二 うち、二、一九〇人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	一四八人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一四〇人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六二一人	
消費者庁	三七八人	

3 第一項に規定する総務省の定員のうち、公害等調整委員会の定員は、三十六人（事務局の職員の定員とする。）とする。

第二条 内閣の各機関別の定員は、前条第一項に規定する内閣の機関の定員の範囲内において、内閣総理大臣が定める。

2 各省の本省及び各外局（総務省にあつては、公害等調整委員会を除く。）別の定員は、前条第一項に規定する当該省の定員（総務省にあつては、同項に規定する総務省の定員から同条第三項に規定する公害等調整委員会の定員を除いた定員とする。）の範囲内において、それぞれ省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

(定員の期間別の特例)

2 第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
内閣の機関	令和三年六月三十日までの間	一、三七四人うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。	
内閣府	令和三年九月三十日までの間	一四、六八三人うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。	
総務省	令和三年六月三十日までの間	四、八四一人うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	

区分	期間	定員	備考
法務省	令和三年七月一日から同年九月三十日までの間 令和三年十二月三十一日までの間	四、八四〇人うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 五四、八三二人うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
財務省	令和三年九月三十日までの間	七二、六四四人うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
文部科学省	令和三年九月三十日までの間	二、一七三人うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
農林水産省	令和三年九月三十日までの間	二〇、一五九人うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
国土交通省	令和三年九月三十日までの間	五八、九六八人うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
金融庁	令和三年六月三十日までの間 令和三年六月三十日までの間	一、六二二人	
消費者庁	令和三年六月三十日までの間	三七七人	

3 第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

附則（平成十二年二月六日政令第四九六号）抄

1 この政令は、行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（平成十三年三月三〇日政令第一〇九号）抄

1 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年六月二十七日政令第二二六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十三年十二月二日政令第三九二号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十四年四月一日政令第二二六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条及び第三条の規定並びに次項から附則第五項までの規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附則（平成十五年四月一日政令第一六七号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条及び第三条の規定並びに次項から附則第五項までの規定は、平成十五年四月一日から適用する。

附則（平成十五年四月九日政令第二〇一号）抄

1 この政令は、公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十五年四月九日）から施行する。

附則（平成十五年五月二十八日政令第二三三三号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年六月二〇日政令第二七三三号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成十五年七月一日）から施行する。

附則（平成十五年六月二十五日政令第二七七号）抄

1 この政令は、平成十五年七月一日から施行する。

附則（平成十六年四月一日政令第二二五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則（平成十七年四月一日政令第一二二号）抄

（施行期日等）

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成十七年四月一日から適用する。
 附 則（平成一七年八月二五日政令第二七九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。
 附 則（平成一八年三月三〇日政令第九二号）抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
 附 則（平成一九年一月四日政令第三号）抄

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。
 附 則（平成一九年一月四日政令第三号）抄

1 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。
 附 則（平成一九年四月一日政令第一三二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。
 附 則（平成二〇年三月三一日政令第九〇号）抄

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
 附 則（平成二〇年七月一八日政令第二三一号）抄

1 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
 附 則（平成二〇年一〇月一〇日政令第三二一号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（平成二〇年二月二五日政令第三九四号）抄

1 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。
 附 則（平成二二年三月三一日政令第六七号）抄

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。
 附 則（平成二二年六月一日政令第一四四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（平成二二年八月一四日政令第二二七号）抄

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。
 附 則（平成二二年四月一日政令第八四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（平成二三年一月一三日政令第一号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（平成二三年三月三一日政令第六三号）抄

1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
 附 則（平成二三年一月二八日政令第三四九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。
 附 則（平成二四年二月一日政令第二二二号）抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

附 則（平成二十四年四月六日政令第二二〇号）抄

(施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。

附 則（平成二十四年七月二一日政令第一八七号）

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

附 則（平成二十四年九月一四日政令第二三五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月一三日政令第五五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日政令第一〇四号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年五月一六日政令第一四一号）抄

(施行期日等)

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

附 則（平成二十五年九月四日政令第二五三号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年九月二六日政令第二八五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年一〇月一七日政令第三〇〇号）

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年一月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年一二月二〇日政令第三四九号）

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年一月七日）から施行する。

附 則（平成二十六年二月一三日政令第二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年二月一九日政令第三九号）抄

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。

附 則（平成二十六年三月二六日政令第七六号）抄

(施行期日)

1 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年五月二九日政令第一九五号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

(処分等の効力)

第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則（平成二十六年七月四日政令第二四九号）抄

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年一〇月一一日政令第三一九号）

この政令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

- 附 則 (平成二十六年一〇月一七日政令第三三七号)
この政令は、平成二十六年十二月十日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年二月二日政令第三八六号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年二月一九日政令第四〇一号) 抄
(施行期日)
- 第一条 この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日(平成二十七年一月九日)から施行する。
- 附 則 (平成二十七年一月一五日政令第三号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十七年四月一〇日政令第一七六号) 抄
(施行期日等)
- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令(以下「新令」という。)第一条並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- 附 則 (平成二十七年六月二四日政令第二五六号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、法の施行の日(平成二十七年六月二十五日)から施行する。
- 附 則 (平成二十七年七月三日政令第二六六号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十七年八月二八日政令第三〇八号)
この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。
- 附 則 (平成二十七年九月一八日政令第三二八号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十七年九月一八日政令第三三四号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十月一日)から施行する。
- 附 則 (平成二十七年二月八日政令第四〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十七年二月一八日政令第四二七号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十七年二月二八日政令第四二八号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年三月三一日政令第一〇四号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年九月七日政令第二九一号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年九月七日政令第二九二号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二八年二月二八日政令第四〇四号)
この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二九年三月三一日政令第六六号) 抄
(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十九年九月一日政令第二二九号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三〇年三月三〇日政令第七五号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則 (平成三〇年八月三十一日政令第二四六号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成三十年九月三日から施行する。
附 則 (平成三〇年十一月二七日政令第三四九号)
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。
附 則 (平成三一年三月二九日政令第七四号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和元年七月二六日政令第六三三号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年一〇月二四日政令第一三六号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。
附 則 (令和元年二月一〇日政令第一七七号)
この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (令和元年二月二五日政令第二〇〇号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、令和二年一月一日から施行する。
附 則 (令和二年三月三〇日政令第七五号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (令和二年五月二三日政令第一六七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年六月二六日政令第一八九号) 抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年十一月二四日政令第三七一号)
この政令は、令和三年二月一日から施行する。
附 則 (令和三年三月三十一日政令第七七号)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。